会員各先生
埼玉県医師会より周知依頼がございましたので
お知らせいたします。　草加八潮医師会

埼医業Ⅰ第１４４４号
令和３年１０月２６日

郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　丸　木　雄　一）

新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬ロナプリーブの
外来及び往診での投与実施意向確認について

標記のことについて、県保健医療部長から別添のとおり通知がありました。

本薬の使用の意向を尋ねるものでありますが、当初、手書きのエクセル表をメール添付で回答との依頼がありましたが、利便性から、埼玉県庁のHPに標記ページを作成することにしたため、通知が遅くなりました。

本日、本通知と回答様式がHPに掲載されましたのでお知らせします。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、貴会管下会員あてご周知くださいますようお願いいたします。

埼玉県庁ホームページ（回答エクセル様式）
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/ronapreve_toyo_ikoukakunin.html

担　当：業務Ⅰ課　石田
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

2021.10.26
845

感対第１０７１－１号
令和３年１０月２０日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　関本　建二
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬ロナプリーブの
外来及び往診での投与実施意向確認について（依頼）

新型コロナウイルス感染症患者に対するロナプリーブ投与については、令和３年７月２０日付け国事務連絡が９月２８日及び１０月１日に改正され、「無床診療所における投与や往診での投与を行う際の要件等」及び「投与対象者を入院患者として受け入れることが困難な病院及び有床診療所が外来として投与する場合の要件」が追加されました。

この改正により下記の要件を満たすことで、有床無床にかかわらず、ロナプリーブの投与が可能となりました。

ついては、県内医療機関に対し、下記リンク先の国事務連絡の周知と合わせ、当該薬剤の投与についての意向を確認させていただきたいと存じますので、貴会員宛て周知いただきますようお願いします。

記

１　無床診療所における投与や往診での投与を行う際の要件

①　２４時間以内の患者の病態の悪化の有無を確認できる体制が確保されていること。（投与する医療機関が２４時間開院していない場合は投与患者情報を②で連携する医療機関と共有すること）

②　患者の病態が悪化した場合に、入院する医療機関と連携すること

③　投与後に副作用等が生じた場合に、法律に基づく報告を行う医師を明確化すること。

2　投与対象者を入院患者として受け入れることが困難な病院及び有床診療所が外来として投与する場合の要件

①　２４時間以内の患者の病態の悪化の有無を確認できる体制が確保されていること。

②　患者の病態が悪化した場合に、入院する医療機関と連携すること

③　投与後に副作用等が生じた場合に、法律に基づく報告を行う医師を明確化すること。

（参考）厚生労働省ホームページ

〇新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について

https://www.mhlw.go.jp/content/000836895.pdf

担当
感染症対策課
感染症・新型インフルエンザ対策担当
TEL：０４８－８３０－７５０３
FAX：０４８－８３０－４８０８
Email：a7500-14@pref.saitama.lg.jp

感対第１０７１－３号
令和３年１０月２０日

各医療機関の長　様

埼玉県保健医療部長　関本　建二
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬ロナプリーブの
外来及び往診での投与実施意向確認について（照会）

新型コロナウイルス感染症対策に多大な御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症患者に対するロナプリーブ投与については、令和３年７月２０日付け国事務連絡が９月２８日及び１０月１日に改正され、「無床診療所における投与や往診での投与を行う際の要件等」及び「投与対象者を入院患者として受け入れることが困難な病院及び病院・有床診療所が外来として投与する場合の要件」が追加されました。

この改正により下記の要件を満たすことで、有床無床にかかわらず、ロナプリーブの投与が可能となりました。

ついては、下記厚生労働省ＨＰリンク先の国事務連絡の周知と合わせ、当該薬剤の投与についての意向を確認させていただきたいと存じますので、投与実施を希望する（既に実施している場合も含む）医療機関におかれましては、**下記埼玉県ＨＰリンク先の回答様式（Excel）により、１１月５日（金）正午までに下記担当あてメールで回答**いただきますようお願います。

記

１　無床診療所における投与や往診での投与を行う際の要件

①　２４時間以内の患者の病態の悪化の有無を確認できる体制が確保されていること。（投与する医療機関が２４時間開院していない場合は投与患者情報を②で連携する医療機関と共有すること）

②　患者の病態が悪化した場合に、入院する医療機関と連携すること

③　投与後に副作用等が生じた場合に、法律に基づく報告を行う医師を明確化すること。

2　投与対象者を入院患者として受け入れることが困難な病院及び有床診療所が外来として投与する場合の要件

①　２４時間以内の患者の病態の悪化の有無を確認できる体制が確保されていること。

②　患者の病態が悪化した場合に、入院する医療機関と連携すること

③　投与後に副作用等が生じた場合に、法律に基づく報告を行う医師を明確化すること。

（参考）厚生労働省ホームページ
新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について
https://www.mhlw.go.jp/content/000836895.pdf

埼玉県ホームページ
本件照会内容の掲載ページ
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/ronapreve_toyo_ikoukakunin.html

担当
感染症対策課
感染症・新型インフルエンザ対策担当
TEL：０４８－８３０－７５０３
FAX：０４８－８３０－４８０８
Email：a7500-14@pref.saitama.lg.jp